

事故の型別にみた車両系建設機械等による死亡災害事例

(平成30年発生分)

■車両系建設機械

01. 墜落・転落

No	発生日	発生時間	業種	災害発生の状況
1	10	16～17	土木工事業	道路維持修繕業務の一環として、台風の影響により道路上に飛散した枝葉等を（ホイール式）トラクターショベルを用いて除去していたところ、ガードレールが設置されていない路肩から崖下にトラクターショベルごと転落した。
2	9	6～7	土木工事業	災害発生事業場は土木工事を請け負う事業場。被災者は事業場敷地内でダンプカーの荷台にドラグショベル（機体重量2.57t）を積み込もうとしていた。ドラグショベルを自走して乗せるために、荷台へ前進・ブームを左旋回・その後急にブームを右旋回した。そのため、ドラグショベルがバランスを崩して横転し、被災者は地面とドラグショベルのヘッドガードとの間に上半身を挟まれた。
3	6	14～15	土木工事業	スキー場デリジャンス管理用重機道修繕工事において、被災者がブルドーザーを運転し、スキー場下山コースを下山しようとしたところ、コースを逸脱し、コース外へブルドーザーと共に約50m転落した。
4	2	10～11	清掃・と畜業	被災者は朝からトラクターショベルを運転し、事業場の敷地の排雪を行っていたが、燃料が少なくなってきたことから、事業場に保管されているポリタンクから燃料を給油するため、タイヤのカバー部分（高さ1.56m）に上がり、地上の同僚と給油口の上のカバーを持ち上げた。他の運搬車が入ってきたため、誘導のため同僚が離れたところ、ドスンという音がし、振り返ったところ、被災者が床に倒れていた。
5	12	10～11	道路貨物運送業	土捨て場において、ドラグショベルを運転していた被災者が、ドラグショベルと一緒に路肩から約15m（勾配35度）転落し、背面をドラグショベルで圧迫された状態で頭部が残土に埋もれ、窒息した。
6	10	10～11	土木工事業	勾配が22度から35度程度の地山の法面にて被災者はドラグ・ショベル（※小型移動式クレーン仕様ではない）を運転し、重機搬入路の整形作業を行っていたが、現場監視を行っていた現場代理人が大きな音がしたのを聞き、音のした方を見ると被災者の運転するドラグ・ショベルが転倒していた（その後すぐに被災者がドラグ・ショベルの下から這い出てきて、病院に搬送されたが、その後死亡）。
7	7	10～11	建築工事業	農業用ビニールハウスの建築工事において、組立中のビニールハウスの周囲に止水シートを埋設するため、被災者はドラグショベル（車幅83.5cm）でビニールハウス周囲の地面を掘削していた。ビニールハウスと敷地南側の水路の間の法肩（幅員130cm）で作業を行っていたところ、ドラグショベルが被災者とともに水路に転落し、被災者が水路の石積とドラグショベルの間に挟まれた。
8	2	10～11	土木工事業	国道沿いの道路改良工事現場において、コンクリート擁壁の路肩で作業を行っていたバックホーがバランスを崩して約5m下の川底へ転落し、運転者はバックホーの下敷きとなり、頭部を圧迫された。転落の直前まで、バックホーのバケットフックに土砂の入ったワイヤーモッコを掛け、道路上へ吊上げる作業を行っていた。当該バックホーはクレーン機能を備えているが、適切に使用されていなかった。
9	3	16～17	土木工事業	農道の拡幅工事現場において、被災者が幅員2.5mに拡幅した道路を振動ローラーにより転圧作業中、路肩が崩れ、振動ローラーとともに法面（こう配30～35度）を約8m転落した。
10	1	8～9	建築工事業	鉄骨造平屋建ガラス温室新営工事において、農用自走式高所作業台の収納式架台（高さ2.38m）で、屋根のアルミ軒樋とアルミ垂木を固定するボルト締め作業を行っていた被災者が、収納式架台上を移動し、安全帯の掛け替えを行おうとしたところ、足を滑らせて地上に墜落した。
11	1	12～13	その他の事業	トラクターショベルで駐車場の除雪作業中に、誤って約8m垂直に墜落した後、斜面を約6.9m転落した。運転者は、2点シートベルト及び、墜落・飛来兼用型ヘルメット着用、左ドアを開放した状態で、車体屋根部が大きく屈曲損傷し、座席と屋根にはさまれたままであった。除雪の積雪深さは50cm天候はくもり。視界は良好であった。

02. 転倒

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
12	7	10～11	土木工事業	建物(鉄骨造)の解体作業中、天井板等を パワーショベル (機体重量1.5t、ヘッドガードなし)で落としていたところ、天井材等がパワーショベルのアーム部分に崩れ落ち、バランスを崩して側方に横転し、投げ出された被災者が柱(鉄骨)とパワーショベルの間に挟まれた。
13	7	16～17	土木工事業	現場(個人宅庭木剪定作業)で出た枝葉を、会社敷地隣接の山林にある仮置場に保管する為、トラックから降ろした枝葉約1.5m ³ を、 トラクターショベル (機体重量:2,585kg)で押していたところ、左側に転倒し、被災者の頭部がトラクターショベルのヘッドガードの支柱と地面の間に挟まれた。
14	10	10～11	土木工事業	豪雨災害復旧工事現場において、被災者が法面の幅員1.5mこう配約20度のコンクリート舗装の直線路面上において ドラグショベル (機体重量約0.5t)を運転し、路面に隣接する法面の表面掘削を行っていたところ、路面下り面側に約5m転落し、当該機械と路面との間に胸部をはさまれた。
15	7	10～11	その他の建設業	自社の太陽光発電パネル設置工事現場において、現場周辺の藪の竹や草を伐採したものを車両系建設機械(解体用つかみ機)を使用して、現場の一定箇所に集積する作業を行っていた。続いて被災者は現場上部の集積を行うため車両系建設機械を走行させ、通路のうち上り斜面となっている部分を通行したところ車両系建設機械ごと転倒した。
16	5	14～15	林業	茶畑から茶の株を除去する作業場所において、 解体用つかみ機 を運転して茶の株の引き抜き作業を行っていた労働者が、転倒した解体用つかみ機の下敷きとなった状態で発見された。

04. 飛来・落下

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
17	11	12～13	土木工事業	削孔作業終了後、移動式クレーンに取り付けられた 削孔機 のロッドと呼ばれる箇所を上下に分離して、ロッドの上の部分をつり上げて、移動させていたところ、削孔機の振れを押さえるため、リーダとロッドを繋ぐ金属製の振り止め(重さ約300kg)が外れて落下し、下にいた被災者の顔面に直撃した。
18	11	10～11	土木工事業	4階建て共同住宅の建設工事において、 くい打機 を使用して基礎杭(リブ付きコンクリート既製杭)の打設中に、杭を圧入するパイルキャップの爪と杭の固定が緩み、被災者がパイルキャップと杭を再固定するため、杭をパイルキャップの真下にくるよう体で押していたところ、くい打機のオペレーターがパイルキャップを含むオーガー部分を下げたため、パイルキャップが約8mの高さから落下し被災者に激突した。
19	5	10～11	土木工事業	くい打ち作業の準備作業として、くい製作用の穴を 3点支持式くい打機 で掘削後、被災者は当該穴に設けられた蓋の一部をガス溶断する作業を行っていた。くい打機のオペレーターが別作業を行うため、エンジンを切って運転席を離れた際、スクリーンの振れ止めに係る足踏式ブレーキをかけたこと、数十分後にブレーキを把持していた油圧が低下し振れ止めが落下、被災者に激突した。
20	3	14～15	建築工事業	倉庫解体工事において、 杭拔機 で鉄筋コンクリート製の杭を地面から引き抜いてつり上げた状態にした後、ドラグショベルで杭の下部もつり上げることににより杭を水平にして地面に下ろすため、被災者が杭の下部に玉掛け用ワイヤロープを取り付けていたところ、杭の表面に付着していた砂が落下して被災者に当たった。
21	9	10～11	清掃・と畜業	産業廃棄物処理場内において、廃棄物の上に土砂をかぶせる作業を行っていた。土砂はフレコンバッグ(重量790kg)にて運搬され、車両系建設機械(解体用つかみ機)を使用してフレコンバッグをつり上げ、フレコンバッグ下部にあるロープを切断して、土砂を降ろす作業をしていた時、フレコンバッグの上部20cm付近からフレコンバッグが裂け落ち、フレコンバッグ下部で作業していた被災者が下敷きになった。

06. 激突され

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
22	7	12～13	小売業	被災者は客先の牧場敷地内において自走できる給餌機を修理後、牛舎に戻すため給餌機を運転して敷地内道路を移動していたところ、バケットを上昇させたまま走行してきた トラクター・ショベル に激突され、給餌機の機械操作レバーに頭部が刺さった。
23	2	8～9	土木工事業	資材置場の地ならし作業をしていた ドラグショベル が後退したところ、後ろにいた被災者の左足に激突した。
24	1	10～11	清掃・と畜業	基地において、当該事業場の労働者Aが トラクター・ショベル を用いて、基地内で掘削した土砂等の運搬作業をしていたところ、車両誘導作業をしていた被災者に気づかず後進したため トラクター・ショベル の右側後輪に接触し、巻き込まれた。
25	8	14～15	清掃・と畜業	被災者は作業場にて ドラグショベル の右前方にて廃材分別作業を行っていたところ、 ドラグショベル が前進し、 ドラグショベル のキャタビラに激突された。
26	7	8～9	土木工事業	側壁のコンクリート打設作業のため、生コンが0.3m ³ 入っているコンクリートホッパーを ドラグ・ショベル で吊り、対岸側の打設位置に移動させたとき、 ドラグ・ショベル の前方の路肩が崩れ、 ドラグ・ショベル が右側に転倒。えん堤に係る足場上で ドラグ・ショベル を誘導していた被災者が、倒れた ドラグ・ショベル のバケットとえん堤の間にはさまれた。
27	4	14～15	土木工事業	オペレーターが山腹斜面の倒木を「RCM掘削機」のアームで、山腹斜面の下部に落とそうとしたところ、意に反し、倒木が一回転して、RCM掘削機から目測9m離れた位置を移動していた被災者に激突し、被災者は山腹斜面を目測10m滑落した。
28	9	8～9	その他の建設業	工事に伴う内装解体作業において、 解体用つかみ機 （機体重量2.4t）を運転する職長（一次下請）がアームを天井から床に下ろしたところ、解体した部材を回収しようとして、アームの直下に立ち入った被災労働者（三次下請）の頭部につかみ具が接触した。
29	8	8～9	建築工事業	被災者は、家屋解体工事現場で、フレコンバックを移動させるため、 解体用つかみ機 に取り付けたフックにつり下げる作業中に、建物の床の一部が抜けて解体用つかみ機が沈下し傾いたことから、被災者の左半身がつかみ具のツメに激突された。
30	7	10～11	土木工事業	25t移動式クレーンに取り付けた 杭抜用アタッチメント （2.9t）が被災労働者に激突した。25t移動式クレーンに取り付けた 杭抜用アタッチメント を折り畳む作業をしていたところ、クレーンに付属していた主巻きフック取付け金具が破断し、 杭抜用アタッチメント が振り子状に振れ、被災労働者の頭部に激突した。
31	11	14～15	土木工事業	鉛山鉱山洞坑ズリたい積場耐震対策工事現場において、被災者は同僚と共に基礎杭を設置するため コンクリートポンプ車 を用いたコンクリート打設作業に従事。その後、当該作業を終えたため、同僚が当該車両のアウトリガーを格納し、被災者は当該車両後方において待機していたところ、当該車両が逸走し、被災者は当該車両とともに傍らの沢（深さ約3m）に転落。その際、なぎ倒された木とアウトリガーとの間に胸部をはさまれた。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
32	7	8～9	土木工事業	夜間、ずい道掘削を行っていたが、電線の長さが足りなくなったため、予定を変更し、朝から路盤整地等の作業を行うことになった。切羽前に残っていたズリを バックホウ で寄せ集め、後方で大型タイヤショベルが待機していた。隣の小型バックホウが物を取りに前へ移動しようとしたため、これを除けようと大型バックホウが斜めに後退した後、前へ進んだ。小型バックホウが後ろへ戻ったところ、被災者が倒れているのを発見した。
33	6	16～17	土木工事業	造成工事中、 スクレイパー の運転手が打ち合わせのため、運転席から降りて履帯の上に立ち、近くにいたブルドーザーの運転手と話をしていたところ、スクレイパーが動き出して履帯から前方に転落し、両大腿部を履帯に轢かれた。現場は下り勾配（約10%）であった。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生日	発生時間	業種	災害発生の状況
34	10	16～17	土木工事業	造成工事現場内において、作業が終了し、片付け中に 小型ドラグ・ショベル で残ったノロセメントをダンプカーから降ろすため、盛土の上を移動中に盛土が削られた箇所に小型ドラグ・ショベルの履帯が落ち、小型ドラグ・ショベルが回転しながら前のめりに転倒し、振り出された被災者がヘッドガードではさまれた。
35	9	16～17	建築工事業	被災者は、農場の建設物の基礎工事現場において、スコップで基礎杭周囲の土砂の埋戻し作業を行っていたところ、同じく土砂の埋戻し作業を行っていた ドラグ・ショベル （機体重量15.9t）が約3m後進して轢かれた。ドラグ・ショベルの作業範囲の立入禁止は講じられておらず、誘導者も配置されていなかった。当該作業に従事していた当該事業場の労働者は被災者1名のみである。
36	9	16～17	土木工事業	集合住宅新築工事のための宅地造成作業において、後退してきた ドラグショベル に被災労働者が轢かれた。
37	7	10～11	建築工事業	ドラグ・ショベル による掘削で出た廃土を積んだダンプトラックを運転するため、被災者がドラグ・ショベルとダンプトラックの間を通ったところ、オペレータがドラグ・ショベルを操作したため、ドラグ・ショベルのクローラーが後部側から掘削溝に落ち、ドラグ・ショベルのアームとダンプトラックのあおりに頭部及び胸部を挟まれた。クローラーは掘削溝と直角に交わるように配置されていた。
38	2	10～11	土木工事業	建設事務所が発注し元請で施工する中小河川改良工事において、二次下請の個人事業主が無資格で運転する機体重量11tの ドラグ・ショベル が後退したところ、鋤簾にて床ならし作業を行っていた一次下請の労働者（外国人技能実習生）が、当該ドラグ・ショベルの左側のクローラに轢かれた。
39	1	8～9	土木工事業	トンネル坑内切羽付近において、ロードヘッダーでの掘削を終え、プレーカでこそく作業を行っていた。その後方で、 ドラグ・ショベル を用い仮置きした鋼製支保工を切羽に運ぶためにドラグ・ショベルを後退させたところ、切羽の写真撮影のため待機していた被災者に接触した。
40	5	14～15	建築工事業	レストランの新築工事現場における駐車場舗装を行うため、車両系建設機械である ローラー を使用してアスファルトの転圧作業を行っていたところ、同作業を一人で行っていた運転者（被災者）が、同ローラーを後進させたまま運転席を離れ、同ローラーの下敷きになった。
41	3	12～13	社会福祉施設	リサイクルセンターの作業場内で、社会福祉法人の障害者支援員が廃棄物の積みおろし作業中、後退してきた 解体用機械 に轢かれ、腰や右足等を強打した。
42	3	18～19	建築工事業	自動車メーカーの敷地内において、労働者が コンクリートポンプ車 のホッパー内の清掃作業中、攪拌機に巻き込まれた。

90. その他

No	発生日	発生時間	業種	災害発生の状況
43	3	12～13	土木工事業	防波堤拡幅工事現場において、起重機船を使用して海中から被覆ブロックを1個（重量4.0t）を引き上げて防波堤に仮置きした。その後、クレーン機能付き ドラグ・ショベル （つり上げ荷重2.9t）で被覆ブロックを積み上げるため、被覆ブロックをつり上げた状態で後進し、右旋回させたところ、旋回角度が90度付近でバランスを崩し、ドラグ・ショベルとともに海中に墜落した。
44	1	22～23	その他の事業	被災者は、排雪作業現場で一般車両の交通誘導を交差点の道路上で行っていたところ、被災者の後方から後進してきた モーター・グレーダー が、交差点を後進のまま左折したところ、外輪差のために右側前輪で被災者を轢いた。
45	8	16～17	林業	木材伐倒作業において、ドラグ・ショベルのベースマシンにつかみ用アタッチメントを装着した 解体用つかみ機 を用いて、道路上の枝葉を山に捨てる作業中に発生、解体用つかみ機の付近で道路上の枝葉を手作業で拾い集めていた被災者が、後進する解体用つかみ機のクローラーに轢かれた。

■高所作業車

01. 墜落・転落

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
1	12	18～19	建築工事業	台風で破損した倉庫屋根の端部に取り付けられた部材交換作業終了後、同僚とともに屋根上から 高所作業車 のバスケット部に乗り移り、被災者が運転し地上に移動しようとしたところ、高所作業車が動かなくなり、被災者が状況確認のため、バスケット部から屋根上に移動しようとしたところ、突然、高所作業車が動き出して24m下の地面に墜落した。

07. はさまれ・巻き込まれ

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
2	9	14～15	建築工事業	被災者は、地上約8mの 高所作業車 の作業床で鉄骨ボルトの本締め作業を1名で行っていた。休憩を終えて現場に戻った塗装工が、高所作業車と鉄骨の間に頸部がはさまっている被災者を発見した。

90. その他

No	発生月	発生時間	業種	災害発生の状況
3	10	12～13	土木工事業	つり足場の撤去作業に使用した 橋梁点検車 を運転して林道を走行中、緩いカーブで車両が横転し、ガードレールに衝突した。